

令和5年11月に公布した条例

条例番号	条例名	制定改廃等の理由及び概要	所管課名
第32号	伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 第1条関係</p> <p>令和5年12月に支給する期末手当の支給月数を年間0.1月分引き上げるもの</p> <p>(2) 第2条関係</p> <p>令和6年6月以降に支給する期末手当の支給月数を改正するもの</p>	職員課
第33号	伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 第1条関係</p> <p>令和5年12月に支給する期末手当の支給月数を年間0.1月分引き上げるもの</p> <p>(2) 第2条関係</p> <p>令和6年6月以降に支給する期末手当の支給月数を改正するもの</p>	職員課
第34号	伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>人事院勧告及び群馬県人事委員会勧告を踏まえ並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律による新型インフルエンザ等対策特別措置法及び地方自治法の一部改正に伴い、改正</p>	職員課

		<p>の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 第1条関係</p> <p>ア 令和5年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ年間0.05月分引き上げるもの</p> <p>イ 給料表の改定を行うもの</p> <p>ウ 他市町村等から本市に派遣される職員に支給する手当に係る規定の整備を図るもの</p> <p>(2) 第2条関係</p> <p>令和6年6月以降に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数を改正するもの</p>	
<p>第35号</p>	<p>伊勢崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>【理由】</p> <p>伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ並びに会計年度任用職員に対して特殊勤務手当及び勤勉手当を支給することに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 第1条関係</p> <p>ア 給料表に係る規定を整備するもの</p> <p>イ 令和5年12月に支給する期末手当の支給月数を年間0.05月分引き上げるもの</p> <p>(2) 第2条関係</p> <p>ア 特殊勤務手当及び勤勉手当の支給について定めるもの</p> <p>イ 令和6年6月以降に支給する期末手当の支給月数等を改正するもの</p>	<p>職員課</p>

		(3) 附則において伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例を一部改正し、規定の整備を図るもの	
第36号	伊勢崎市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例	<p>伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 第1条関係 令和5年12月に支給する期末手当の支給月数を年間0.1月分引き上げるもの</p> <p>(2) 第2条関係 令和6年6月以降に支給する期末手当の支給月数を改正するもの</p>	経営企画部総務課